

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年3月1日

【会社名】 株式会社エスケーエレクトロニクス

【英訳名】 SK-Electronics CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石田 昌徳

【本店の所在の場所】 京都市上京区東堀川通り一条上ル豎富田町436番地の2

【電話番号】 (075) 441-2333 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 藤原 英博

【最寄りの連絡場所】 京都市上京区東堀川通り一条上ル豎富田町436番地の2

【電話番号】 (075) 441-2333 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 藤原 英博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社がシャープ株式会社（以下、「シャープ社」）に対して、平成25年12月3日付にて大阪地方裁判所に提起した調整金残金等請求訴訟について、下記のとおり和解が成立した結果、財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年2月29日

(2) 当該事象の内容

訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、シャープ社とのフォトマスク取引に関する合意に基づく調整金残金等の支払いを求めて、大阪地方裁判所に本訴訟を提起しておりましたが、この度、同裁判所より和解勧告を受け、本件訴訟の早期解決を図る観点から、冒頭記載のとおり和解に応じることいたしました。

和解の相手方の概要

(1) 名称 シャープ株式会社

(2) 所在地 大阪市阿倍野区長池町22番22号

(3) 代表者の役職、氏名 代表取締役社長 高橋 興三

和解内容の要旨

被告（シャープ社）は原告（当社）に対し、本件解決金として8億円を支払い、原告は被告に対するその余の請求を放棄する。また、両者は、本件に関し、和解条項に定めるものの他、被告が原告に予備的に主張する13億7千万円余の差額金残金支払請求権を含め、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

今回の和解により、当社は平成28年9月期第2四半期におきまして、本訴訟の解決金8億円を、受取和解金として特別利益に計上する予定であります。

以上